

業債第1号（例）
2021年1月4日

代 理 店
国 債 代 理 店 御 中
国債元利金支払取扱店

日 本 銀 行 業 務 局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）の施行により、所得税法（昭和40年法律第33号）の一部が改正されたことに伴い、標記規程（平成27年12月4日付業債第40号別紙1）（一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

○ 3 2 1 ④を横線のとおり改める。

④ 支払調書の提出時期・提出先

○ 略（不変）

● 略（不変）

● 略（不変）

* 提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった支払調書の枚数として算出した数が~~1,000~~100以上である場合には、電子情報処理組織を使用する方法または光ディスク、磁気テープもしくは磁気ディスクにより提出する方法により所轄税務署に提出しなければならない。

以下略（不変）